

基本約款新旧対照表

新	旧	区分
<p data-bbox="549 564 931 625">基本約款</p> <p data-bbox="557 1304 931 1346">2025年 1月 1日実施</p> <p data-bbox="513 1419 976 1472">河内長野ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1863 564 2258 625">基本約款</p> <p data-bbox="1863 1310 2267 1352">2024年 12月 1日実施</p> <p data-bbox="1834 1423 2297 1476">河内長野ガス株式会社</p>	<p data-bbox="2754 1318 2801 1352">変更</p>

新	旧	区分
<p>附 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 20</p> <p>2. 基本約款の揭示 20</p> <p>3. この基本約款の実施に伴う切り替え措置 20</p> <p>4. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置 20</p>	<p>附 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 20</p> <p>2. 基本約款の揭示 20</p> <p>3. この基本約款の実施に伴う切り替え措置 20</p>	<p>追記</p>

新	旧	区分
<p>附 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 この基本約款は、2025年1月1日から実施します。</p> <p>2. 基本約款の揭示 当社は、この基本約款を、当社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この基本約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この基本約款を変更する旨、変更後のこの基本約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>3. この基本約款の実施に伴う切替え措置 29（1）②に規定により払込書を発行した場合に発生する帳票発行手数料について、2024年11月30日以前から継続してガスを使用し、2024年12月1日から2024年12月31日に属するまでに支払い義務が発生するものについては、2024年11月30日まで適用の基本約款に基づくものといたします。</p> <p>4. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置 (1) 2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p>	<p>附 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 この基本約款は、2024年12月1日から実施します。</p> <p>2. 基本約款の揭示 当社は、この基本約款を、当社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この基本約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この基本約款を変更する旨、変更後のこの基本約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>3. この基本約款の実施に伴う切替え措置 29（1）②に規定により払込書を発行した場合に発生する帳票発行手数料について、2024年11月30日以前から継続してガスを使用し、2024年12月1日から2024年12月31日に属するまでに支払い義務が発生するものについては、2024年11月30日まで適用の基本約款に基づくものといたします。</p>	<p>変更</p> <p>追記</p>